

# 知らないままでは損をする!?

# インボイス対策セミナー

日時 **6/26** 月  
令和5年

受講料 **無料** 各回定員 **20名**

対象者 **中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)**

会場 **郡山商工会議所 6F (ホールA)**  
〒963-8005 福島県郡山市清水台1丁目3-8  
※駐車場(有料)は限りがございます。 ※当所駐車場が満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式である「インボイス制度」の導入により事業環境が変化します。本セミナーでは、インボイス制度の概要と留意点、手続き方法等のポイントについて課税事業者向けと免税事業者向けにそれぞれ解説いたします。すべての事業者に対応が求められています。



講師  
税理士法人  
フューチャーコンサルティング 代表  
税理士  
行政書士 **小澄 健士郎氏**  
Kosumi Kenshiro

(profile)  
世界最大手外資系メーカーで勤務後、税理士免許を取得し、税理士事務所勤務を経て独立。開業10年で、顧問先約450社。従業員30名。現在、東京吉祥寺に本社を、北海道札幌市に支社を持ち、北は北海道から南は沖縄まで全国の顧問先をサポートしている。気さくな人柄と分かりやすい切り口、話し方により多くのファンを獲得している。Youtube「税理士ケンシローのマネーカレッジ」チャンネルも必見!FM NorthWave「1UPLife 1UPRadio」メインパーソナリティー。お金や税金などの問題を分かりやすく伝えている。

## 課税事業者向け

10:00~12:00

- インボイス制度とは?
- インボイス登録の具体的な手続き方法
- 免税事業者との取引についてどう対応すればよいのか?
- 下請法・公正取引委員会との関係
- 会計・経理上の注意点
- 電子帳簿保存法とは? など

## 免税事業者向け

13:30~15:30

- インボイス制度とは?
- 免税事業者が受ける影響
- 下請法・公正取引委員会との関係
- インボイス登録を検討する際のポイント
- 課税事業者を選んだ時の節税方法
- 電子帳簿保存法とは? など

## 参加方法

①・②のどちらかの方法でお申し込みください。

① WEBにてお申し込み

右記QRコードを読み込む →



② FAXにてお申し込み

下記申込書に必要事項を記入しFAXしてください

〈お問合せ〉

**郡山商工会議所**

中小企業相談所 経営支援課

TEL.024-921-2621

E-mail:admin@entre.gr.jp

## 申込書

※切らずにそのまま送信してください

**FAX.024-921-2640**

※申込締切日/令和5年6月19日(月)

どちらかにをいれてください

課税事業者向け

免税事業者向け

事業所名			業種	
所在地	〒		TEL	
受講者氏名	①	役職	②	役職